使用する前にお読みください

日本電子株式会社から提供されるソフトウェアを使用する前に、必ず下記「使用許諾契約書」をお読みください。この契約書の内容にご同意いただける場合には、ソフトウェアをご使用いただくことができます。

ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書(以下本契約という)は、日本電子株式会社(以下日本電子という)が 提供する本契約第1条規定のソフトウェア(以下本ソフトウェアという)の使用許諾に関 する契約です。本ソフトウェアを使用されるユーザー(以下使用者という)が本契約条項 の全部または一部に同意できない場合には本ソフトウェアを使用しないようお願いします。 使用者が本ソフトウェアを使用された場合には、その時点で、使用者は本契約の内容に同 意されたものとします。

第1条(本ソフトウェア)

本ソフトウェアとは、本契約別紙1に定めるソフトウェアとします。

第2条(使用許諾)

- 1. 日本電子は、本契約期間中、使用者が本ソフトウェアを使用者指定のコンピュータシステムにおいて使用することを許諾(以下本許諾という)します。
- 2. 本許諾により使用者が有する本ソフトウェアの使用権は、非独占的であり、再使用許諾不可、かつ譲渡不能とします。
- 3. 使用者は、本ソフトウェアを日本国内においてのみ使用するものとし、いかなる場合にも日本国外に持ち出すことはできません。

第3条 (譲渡等の禁止)

- 1. 使用者は、本ソフトウェアの使用権を第三者に譲渡、転貸、リース、レンタル、し、または占有を移転することはできません。
- 2. 使用者は、本ソフトウェアの全部または一部を修正、改変、リバースエンジニア リング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

第4条(複製禁止)

使用者は、本ソフトウェアを、その全部または一部であるかを問わず複製することは できません。

第5条(本ソフトウェアの権利)

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに付随する説明書等に関する著作権その他一切の権利は、日本電子に帰属します。

第6条(保証)

日本電子は、使用者に対し、本ソフトウェアに不具合、瑕疵がないこと、本ソフトウェアが使用者の特定の目的のために適切であること等を含め、一切の保証を行いません。

第7条(日本電子の免責)

日本電子は、本ソフトウェアの使用または本ソフトウェアに関連して生じた使用者および第三者の損失、損害等または第三者からの使用者に対する異議、請求等に対していかなる責任も負いません。

第8条(有効期間)

本契約は、使用者が本契約に同意頂いた日からその効力を生じ、使用者が本ソフトウェアの使用を停止するまで、有効に存続するものとします。

第9条 (契約の解除)

第8条(有効期間)の規定にかかわらず、使用者が下記のいずれかの事項に該当した場合には、日本電子は何等の催告なく使用者への通知により、直ちに本契約を解除することができます。なお、日本電子は、使用者に対し、それによって蒙った損害を請求することができます。

- (1) 本契約条項のいずれかに違反する事由が発生したとき、
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理、会社更生手続等の申し立てまたは公租公課の滞納処分を受けたとき。

第10条 (契約終了後の措置)

第8条の規定により使用者が本ソフトウェアの使用を停止した場合、または第9条の 規定により本契約が解除された場合、使用者はコンピュータシステム上から本ソフトウェアを全て消去し、その旨を日本電子に通知するものとします。

第11条(協議)

本契約書に定めのない事項に関しては、使用者と日本電子は信義誠実の原則に基づき、協議し解決するものとします。

以上

別紙1

本ソフトウェア

ファイル名: jamp2csv.exe

バージョン:1.0

概要:日本電子製のオージェマイクロプローブより出力されるデータをテキストデータ

に変換するためのソフトウェア